

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第1回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 (阪保育所・桜丘北保育所)
開催日時	令和3年10月3日(日) 午後1時30分から午後4時45分まで
開催場所	枚方市立総合福祉会館(ラポールひらかた) 4階 大研修室
出席者	会長(阪・桜丘北): 富岡委員 委員(阪・桜丘北): 石田委員、今西委員、福間委員 委員(阪): 松本委員、川端委員、西田委員、松田委員 委員(桜丘北): 渡辺委員、笹田委員、村上委員
欠席者	なし
案件名	枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)について
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立阪保育所・桜丘北保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について(諮問)(写) 資料2 次第 資料3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿 資料5 枚方市附属機関条例 (枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会) 資料6 公立保育所の民営化について ~阪・桜丘北保育所の民営化~ 資料7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案) 資料8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)(関係書類一式) 資料9 今後のスケジュール(案) 資料10 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準 資料11 枚方市情報公開条例
決定事項	枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)について確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	5名
所管部署 (事務局)	子ども未来部 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【事務局】

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を開催いたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中、また日曜日の大変貴重なお時間をいただきまして、深く感謝申し上げます。この審査会の会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます、枚方市子ども未来部次長の菊地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、阪保育所民営化に係る運営法人選定審査会及び桜丘北保育所民営化に係る運営法人選定審査会を合同で開催しておりますが、両保育所の審査会の委員を兼ねている方もおられますので、それぞれの審査会の本日の出席委員を報告いたしますと、阪保育所7名、桜丘北保育所7名でございます。どちらの審査会も委員数の2分の1以上の出席を得ておりますので、本日の審査会が成立していることを報告させていただきます。なお、阪保育所民営化に係る運営法人選定審査会につきましては、委員1名から出席予定ではあるものの会議には少し遅れると連絡をいただいております。

なお、後ほど会議録につきまして審議いただきますが、審査会の会議内容の正確性を期すために、補助的に会議を録音させていただいておりますので、ご了承ください。

また、誠に勝手ではございますが、第1回の審査会におきましては、会議の公開・非公開が決定されるまでの間は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条第4項により公開とさせていただいております。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。本日の傍聴者の方につきましては4名でございます。

まず、会議の開催に当たりまして、伏見 隆枚方市長よりご挨拶申し上げます。

【伏見市長】

皆様、こんにちは。枚方市長の伏見 隆でございます。

委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、本審査会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本市では、平成16年度に宇山保育所の民営化に取り組みまして、これまで8か所の公立保育所の民営化に取り組んできたところです。民営化により削減された経費を財源といたしまして、本市独自の取組である第2子以降の保育料無償化、公立保育所においては、完全給食の実施をはじめとする保育施設の環境整備、地域子育て支援拠点の整備、環境改善などに取り組んでいるところでございます。

なお、民営化に際しては、子どもたちのことを第一に考え、市、保育所及び法人が連携して、保育の引継ぎを実施してきたところでございます。これまでの民営化に当たりまして、この引継ぎが終わった後も保護者の方にアンケートを実施するとともに、この保育環境の充実に取り組んでまいりました。

今回、阪保育所・桜丘北保育所の民営化におきましては、運営法人に施設の改善策を提案していただく本市では初めての「提案型」を行うこととなります。

これまで以上にしっかりと法人に運営を移管できますように、本日の案件でもある募集要項をはじめ、今後、書類選考やプレゼンテーションなどによりご審議をいただきまして、よりよい運営法人を選定していただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、本審査会につきましてご説明をさせていただきます。

まず資料5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。この条例の別表が市長の附属機関の一覧となっておりますが、その網かけ部分に本審査会を記載しております。審査会の名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に規定しておりますので、ご確認をお願いいたします。なお、本審査会の担当事務につきましては、「民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査」となっており、これにつきまして皆様にご担任いただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料4「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿」をご覧ください。委員名を記載するとともに、本日は合同開催でございますが、阪保育所、桜丘北保育所はそれぞれ別の審査会として構成されておりますので、阪保育所、桜丘北保育所の委員にそれぞれ丸印をつけさせていただいております。

それでは、委員構成の区分ごとにご紹介させていただきます。

(委員紹介)

【事務局】

それぞれの保育所の定員数の関係もあり阪保育所の委員は8名、桜丘北保育所の委員は7名であり、本日の審査会は、合計11人の委員で構成されます。各委員のお手元に市長の委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。皆様の委員の任期につきましては、この選定審査会で法人を選定し答申をいただく日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

委嘱期間中は、委員の皆様は、身分上は地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員となります。また、附属機関条例第9条に守秘義務について定めております。そのため、本審査会で知り得た情報につきましては、漏らすことのないようご注意をお願いいたします。

本審査会の庶務につきましては、枚方市子ども未来部私立保育幼稚園課で担当いたします。ここまでの説明で、何かご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、事務局の職員を簡単にご紹介させていただきます。

(事務局紹介及び配付資料の説明)

それでは、次第に従いまして、「会長選出」に移らせていただきます。

資料5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。第4条に会長を置くことが規定されており、会長は委員の互選により定めることとしております。

本日は阪保育所、桜丘北保育所保育所に係る2つの審査会を合同で開催しており、通常であればそれぞれの審査会で会長を選出していただきますが、運営法人の選定につきましては両審査会の目線を合わせる必要があると事務局では考えております。

そこで皆様にお諮りしたいのですが、2つの審査会の両方に委員として就任しておられ、それぞれの審議内容を把握していただける方に両審査会の会長を兼務していただく形で選出してはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】

それでは、会長につきましては、同じ方が両審査会の会長を務めていただくといった形で選出をしてい

ただきたいと考えております。

それでは、会長選出につきましては互選となっております。会長選出につきまして、何かご意見等がございますか。

(「事務局一任」の声あり)

【事務局】

事務局一任というお声をいただきましたが、よろしいでしょうか。互選といたしましても、初対面の方もいらっしゃる、難しいかと思っておりますので、事務局から案をお示しさせていただきます。

事務局案は、審査会の審議をより深めていただく上で、これまでも本市の各委員会、審査会にご協力をいただいております。本市の保育行政や公立保育所民営化の内容にも精通しておられます富岡委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】

よろしいでしょうか。では、皆様の同意もいただきましたので、富岡委員に阪保育所及び桜丘北保育所、それぞれの民営化に係る運営法人選定審査会の会長をお願いしたいと思います。

それでは、富岡会長、恐れ入りますが会長席に移動をしていただきますようお願いいたします。

次に、伏見市長から富岡会長に対しまして、審査会への諮問をさせていただきます。

(諮問書の朗読、手渡し)

【事務局】

ありがとうございます。

大変恐縮ではございますが、伏見市長は他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

(伏見市長退席)

【事務局】

先ほど、会長にお渡しいたしました諮問書につきましては、皆様のお手元に資料1として写しをお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは、以降の進行につきましては、附属機関条例第5条第1項に基づきまして会長が議長となりますので、会長に交代をさせていただきます。

【会長】

失礼いたします。会長のご指名をいただきました。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいま、伏見市長から諮問をお受けいたしました。しっかりと会議の運営を行っていきたく思いますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速でございますが、審議を進めてまいりたいと思います。

附属機関条例第4条には、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長を置くことができると規定されており、同条第2項で会長が必要と認める場合は、会長が指名で

きることとなっております。

私が会議に出席できない場合の代理として、阪保育所、桜丘北保育所いずれの審査会も副会長に石田委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、副会長は石田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。それでは、会議を進めていきたいと思います。

まず、本日、既に公開で進めさせていただいておりますが、今後、審査会を進めるに当たり、会議の公開のルール、会議録の対応等について確認をしたいと思います。会議の公開・非公開について、事務局のご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料10「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の第3条をご覧ください。審議会等の会議については、原則公開とすることとされていますが、ただし書き(1)から(3)については、公開しないことができるとされております。

次に、資料11「枚方市情報公開条例」の第5条第1項では、公開請求があったときは、第1号から第7号まで列挙している「非公開情報」が含まれる場合を除き、公開しなければならないと規定しております。これらの中で、第3号の法人等に関する情報として、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱います。また、第6号の審議、検討または協議に関する情報として、例えば、具体的に法人選定基準を定める場合や、法人選定書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当いたします。加えて、第7号の事務事業執行過程にある情報として、先ほどと同じく具体的に法人選定基準を定める場合などが該当するものと考えられます。

つまり、本日の案件につきましては、運営法人の募集要項について審議を行っていただくものであり、審議内容については、先ほど申しました非公開とする事由には該当しないと考えています。

次に、2回目以降の選定審査会で行う、例えば運営法人選定審査会の選考基準や選考方法について、それから第3回以降の実際書類審査やプレゼンテーション審査につきましては、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であり意思形成過程に当たることから、非公開とする事由に該当するため、非公開とすることが適当であると考えております。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から基本的に公開が望ましいと思いますが、選考手続を進めていく上で、公平性の観点などから非公開とすることが必要な事案もございます。

そのため、本日の案件の運営法人の募集要項についての審議は公開とさせていただいて、第2回目以降の審議については非公開とするのが妥当であると考えますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。皆様のご賛同をいただきましたので、本会議は本日の案件を公開として、第2回目以降の審議については非公開とさせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、本会議の会議録について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

では、続きまして資料10「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の第6条第3項をご覧ください。審議会等の会議については、会議の名称等の項目を記載して、会議の記録を作成することとされております。

先ほど、会議の公開・非公開について議論していただきましたが、会議録につきましては、第1項で会議の公開・非公開に関わらず作成することとされております。この会議につきましても、事務局で会議録案を作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録としたいと思っております。

ただし、発言者の記載につきましては、今回のような利害関係の発生する審議内容では、全ての委員、発言者の個人名を公表すると活発な意見交換に支障を来すおそれがあることから「会長」「委員」といった記載も可能であると考えております。

次に第7条をご覧ください。会議録の公表については、会議録は原則公表となります。ただし、先ほど会議の公開のところで説明いたしましたが、第3条第1項の非公開事由に該当する会議の会議録については、非公開とすることができると定められております。

本日は公開の案件と先ほど決まりましたので、会議録を公表してはいかがかと考えております。第2回目以降につきましては、会議録を非公開とすることもできますが、情報公開制度の趣旨に鑑みますと、可能な限り公表すべきものであると考えますので、第2回目以降の会議録につきましては、本審議会の答申を受けまして、事業者が決定しましたら公表という形でいかがかと考えております。

なお、通常会議録には、出席者・欠席者等を記載するため、本日の会議録を公表すると委員の個人名が公表される形になります。個人名を公開することで、審議への影響や活発な意見交換等に支障が出る場合は、個人名が分かる部分を一旦削除して、会議録を公表することも可能であり、活発なご審議をお願いする観点から、本日の会議録は委員の個人名が分からない形で一旦公表し、事業者の決定後に改めて個人名を追記し、公表する取扱いでいかがかと思っております。

分かりやすく説明いたしますと、1回目の会議につきましては会議録を公表。2回目以降につきましては、意思形成過程が終わりましたら公表させていただくという形になります。1回目を公表する時点でまだ意思形成過程であった場合、会議録の表紙のところに出席委員のお名前、個人名が載りますので、その部分だけを削除して、1回目の会議録を公表してはどうかというのが今の要約でございます。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま、事務局からご説明がありましたとおり、会議後に会議録を作成することになります。委員名、発言内容等を事務局で会議録案を作成し、各委員の皆様にご確認を経た上で作成するという形になります。

また、より活発な意見交換を行うために、委員名については会長、副会長、委員と記載することとし、会議録につきましては、本日の会議録は公表し、第2回目以降の会議録は事業者の決定後に公表することが適当ではと考えます。また、本日の会議録については、一旦委員の個人名が分からない形で公表させていただきます、事業者の決定後に改めて個人名を追記した形で公表してはいかがかと思っております。皆様、いかがでしょうか。特に問題ないでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。
次に、資料の公開について確認したいと思いますので、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

では、本日の会議録は公表ということになりますので、会議録を公表する際に配付資料についても公表させていただきますが、本日の資料の中で、資料3「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表」、資料4「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿」は、先ほどもありましたように、委員名を先に公開することで審議への影響や活発な意見交換に支障が出る可能性があります。ですので、こちらについては当面非公表とし、本審査会の答申を受け、事業者が決定後公表するのが適当ではないかと考えております。

また、第2回以降は運営法人決定後に会議録を公表しますが、それまでの間は各会議終了後に審議内容の概要について、簡単な進捗をホームページで公表してはどうかと考えております。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま、ご説明がありましたとおり、一部の資料につきましても資料の公開の際は、一旦委員の皆様のお名前が分からない形で公表して、運営法人の決定後に改めて公表してはどうかということです。ただし、その場合であっても、誰がどの発言をしたかは「会長」「委員」という形で記載するため分からないということになっております。そのような形にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきたいと思います。

次に、本日の資料の取扱いについて確認をしたいと思いますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

本日の会議資料のうち、資料3「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表」、資料4「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿」につきましては、先ほど決めていただいたとおり一旦非公表となりましたので、会議終了後事務局で預らせていただきます。

また、資料7「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)」及び資料8「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)」、資料9「今後のスケジュール(案)」につきましても、これから募集要項をご審議いただきますけれども、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて公平性の観点から支障があると考えますので、これらの資料につきましても、会議終了後、事務局でお預かりをさせていただきます。

それ以外の資料につきましては、持ち帰っていただいても支障はございません。お持ち帰りになる場合は封筒をご用意しておりますので、お帰りの際に事務局にお申しつけください。また、お荷物になる場合は、置いて帰っていただいても結構です。

今後も会議は続きますので、審議を円滑に行っていただけるよう、本日この場に残していただいた資料につきましては、委員ごとに紙ファイルにとじまして、次回会議開催まで事務局で保管させていただきます。また、お持ち帰りになった資料につきましても、事務局で改めて印刷して綴じておきますので、次回の会議でご持参いただく必要はございません。

【会長】

ありがとうございました。

今、ご説明がありましたとおり、一部の資料につきましては、法人募集に係る公平性の観点から、次回の会議まで事務局で預かるということになりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、会議運営事項の確認を終了したいと思います。

それでは、次第9の案件の審議に入りたいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

案件1に入ります前に、事前に事務局にご要望がありましたので、お諮りしたい件がございます。

阪保育所保護者委員、桜丘北保育所保護者委員から募集要項に関する意見につきまして、参考資料として資料を配付するとともに、保育所の保護者代表から5分ほどお時間をいただき、内容について説明させていただきたいという意見がありました。

また、事務局からも市議会議員からの意見について資料を配付するとともに、説明させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。

ただいま、事務局からありましたとおり、資料を配付するとともに、阪保育所保護者代表及び事務局から発言していただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。

では、事務局より資料の配付をお願いしたいと思います。

それでは、阪保育所の保護者代表の方から、5分程度をめどに発言をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【委員】

ありがとうございます。

お渡しした「法人に求める要件についての意向調査結果」について、簡単にご説明いたします。

最初に資料の構成ですが、1ページ目が意向調査の概要です。2ページ目がアンケート結果概要です。3ページ目から7ページ目までが、保護者からのアンケートでのコメントや要望内容の細かい内容になります。その後、8ページ目から最後のページまでは大規模修繕の場合の具体的な修繕要望の内容を記載しております。

それでは、意向調査結果についてご説明いたします。保護者会から保護者に対し、運営法人に求める要件についてインターネット上でアンケートを実施し、延べ115件の意見が寄せられています。保護者の要望を一言で表しますと、民営化しても保育水準をきちんと維持してほしいということです。阪保育所は地域の子育て拠点と示されていたのに、突然2年後に民営化しますという話が出てから、保護者の戸惑いや不安はとても大きいものでした。私立になると保育内容が大きく変わってしまうのではないかと、大変不安に感じている保護者もたくさんおられます。今でも民営化を見直してほしいという声も上がっているぐらいですが、今回法人を選ぶに当たって、民営化をしてもきちんと保育水準が維持されますということが分かるような形で法人を選定することが重要だと考えています。

たくさん要望が寄せられていますが、全てを説明する時間はないので、ここでは5つに絞って説明させていただきたいと思います。

資料の3ページをご覧ください。「保育士・看護師配置」についてです。1つ目の要望としては、保育士の配置についての要望です。お聞きになったこともあるかもしれませんが、一般的に私立は保育士の在職年数が短いとか退職率が高いというように言われています。民営化をした際に、公立保育所と同じように知識と経験を持った先生方をきちんと配置していただきたいということが要望として上げられています。民営化の資料の中でも、そういった配置については配慮することと書かれてはいますが、どれぐらいのレベルで配慮してもらえるかが分からないというところが、まず一つ不安要素になっています。

2つ目ですが、安全対策や衛生管理についての要望が多く上がっています。保育の現場では、大なり小なり事故やちょっとした怪我とかはあると思いますが、記憶に新しいところだと7月に福岡の私立園で送迎バスに男の子が取り残されて亡くなってしまったという事故がありました。子どもの命を預ける場所なので、安全をしっかりとしてほしいという声が上がっています。

3つ目ですが、資料の4ページをご覧ください。「配慮を必要とする子どもへの対応」という項目があります。障害児や発達遅れのある子どもについて、公立と同じように保育の経験や実績のある法人に来てほしいというのが要望になっています。公立でも私立園でも障害児の受入れは行っていると思いますが、ある保護者の方からは「私立園では断られたけれども、公立の阪保育所でやっと受け入れてもらえた」という声も実際いただいておりますので、やはり差があるのではというところは感じており、その不安を解消するような形で法人選定に活かしていきたいと思っています。

4つ目ですが、保育の引継ぎについてです。引継ぎを誰がどのようにいつのタイミングでするのかということは、随時保護者にもお知らせしていただけるかと思いますが、例えばコロナでの休園や通常と異なるような事態になったとき、引継ぎスケジュールどおりにいかなかった場合に、枚方市がどのように監督責任を取ってリカバリー、取り戻していただけるのかということもきちんと明示していただけるとありがたいと思っています。

最後の5つ目が、駐車場・駐輪場についてです。資料の7ページに記載しているように、新たな保育所や仮設の保育所に、送迎実態に合った駐車場・駐輪場などの整備を求めています。保護者会調べですが、自宅から遠い、園児が複数おり自動車通勤をしている、という理由で、約70世帯が車で送迎を行っていま

す。朝の混雑する時間帯だと 20 台ぐらいが同じ時間帯に集中するので、送迎スペース、駐車スペースをしっかり整備していただきたいという声が上がっています。

以上、法人選定に関する要望を 5 つに絞ってお話しさせていただきました。委員の皆様からは外部からの目線でいろんなご意見があるかと思いますが、保護者としては今こんなことが不安だということを理解していただけたのではと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございました。

【事務局】

次に、今、阪保育所保護者代表からの意見がありましたので、桜丘北保育所の保護者代表からもここで発言してもらえたらと思います。

【委員】

桜丘北保育所ですが、これだけの意見しか正直集められなくて、今も保護者をお願いして調査している段階です。ここに記載の内容に加え、一番はやはり今の公立保育所の水準を下回らないような保育を要望します。そこはやはり市が責任を持っていただきたいと思っています。保護者の中では、引継ぎに関して最後まで市が責任を持っていただきたいという意見が一番言われています。直前になって担任が替わるということもよく聞くので、それだけは避けてほしいと思っています。

常勤職員は絶対に減らさないでほしい、これは本当にお願ひしたいことです。また、絶対に給食は委託しないほしい、土曜日もしっかり給食が出るようにしてほしい。障害児保育も必ず今の公立保育所と同じ形で実施してほしいと思っています。今のところ、以上です。

【事務局】

1 点だけ、桜丘北保育所の保護者説明会のときにどうしても話していただきたいという意見が保護者の方からありましたので、この場をお借りして説明させていただきます。内容としては、保護者代表以外の方にも応募があった法人が運営する保育所の現地見学をさせてほしいという意見がありましたので、お伝えさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。

阪保育所それから桜丘北保育所、両保育所の保護者の皆様は大変不安をお抱えだというように拝察いたします。そういった意味で、よりよい保育環境を提供できるような事業者を皆さんと一緒に選定していきたいと思っていますので、ご協力とご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは次に、事務局からお願いします。

【事務局】

最後に、市議会議員からの意見といたしまして、令和 3 年 6 月定例月議会で募集要項に関する意見がありましたので、そちらを読み上げさせていただきます。

1 つ目は、「民営化の際の応募法人数は少なくなっているが、提案型の手法を最大限に生かし、保育の質を上げていくためには、競争性も必要かと思われる。競争性や民間活力を活かすという観点から、公募の対象範囲についても見直し、裾野を広げる必要があるのではないか」という意見です。2 つ目は、「提案型の園舎の改善方法については「現地での大規模修繕」よりも「法人が仮設園舎用地を用意しての建替え」の方が望ましいと考えられる。ただし、法人の負担も大きくなると思われるため、例えば「法人が仮

設園舎用地を用意しての建替え」の提案であれば、採点の際に加点をしてはどうか」という、この2点の意見がございましたのでご報告をさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。

まず、阪保育所それから桜丘北保育所の保護者の方々、そして市議会から、大事なお意見、ご指摘を賜ったと思っております。このような内容を皆様と共有しながら、また適宜皆様と考えていきたいと思いません。よろしく願いいたします。

それでは、案件の審議に入りたいと思います。

案件①「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について」、事務局の説明を求めます。

なお、より審議を深めるために、資料説明を一括で行うのではなく、区切りのよいところまで説明していただいて、その都度審議していくということにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

【会長】

ありがとうございます。

それでは、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

（資料7をもとに、募集要項（案）の1～3について説明）

【会長】

ありがとうございます。

では、「運営法人募集要項（案）について」審議を行います。

資料7の1から3の移管条件までで、ご意見、ご質問等ある方おありでしょうか。

【委員】

何点かあり、まず1点目が3（3）④です。駐輪場と駐車場について記載されていますが、ベビーカー置場についても整備をお願いしたいです。②の仮設園舎の場合は難しいかもしれませんが、①と③の本園舎の場合はベビーカー置場の整備についてお願いしたいです。また、職員の駐輪場も、阪保育所の場合はかなり不足していますので、それについても触れられるのであれば触れていただきたいと思います。

次に、（5）「法律及び関連法令等の遵守について」の項目で、建築基準法の関係等を守るようにということを書いていると思いますが、保育室の面積の考え方が、柱の芯で取る方法なのか、内側で有効に使える部分の面積を取れるのかという、はっきりとした基準がないみたいなので、有効内法面積で考えますという考え方を載せていただくことは可能でしょうか。あと今回新型コロナウイルスの感染でかなり保育所は苦勞していますので、建物的に感染症対策を講じた建物にするというのを考えています。ただどの項目に記載するべきかは分からず、（8）「シックハウス対策について」の項目あたりに記載があればいいのではないかと考えています。

【会長】

ありがとうございました。

ベビーカー置場や職員用駐輪場の検討、また保育室の面積の考え方ですね。内々か芯々かということ。それから、建築的な感染症対策について、というご意見だったかと思いますが、それについて事務局からご意見はいかがでしょうか。

【事務局】

まず、子どものベビーカー置場が必要だというのは非常によく分かります。ただ、例えば法人が決まってから、その法人と市も含めまして三者懇談をする場があり、そこでこの内容も含めて他にも例えば駐輪場に屋根をつけてほしいといったいろいろなご意見を頂戴することがあり、法人も可能な限り対応されますので、細かい点につきましては募集要項に記載するよりも、法人決定後に法人との話し合いの中で決めていってもいい事項ではないかと事務局としては考えております。

保育室の面積の測り方は、すごく重要なポイントかと思いますが、この後の法人決定後の認可を行うときや施設整備の補助金の申請を行う時に、図面等を確認し、有効内法面積という形で確認しています。他にも備付けの家具があった場合は保育室の面積から省くといった決まりもあり、書類で確認は行いますので、募集要項に記載しなくても問題ないのではないかと考えております。

感染対策については、様々な対策があるのではと思います。壁に抗菌剤といったものを塗りつけるところもあれば、換気口の場所等換気の形の工夫もできるので、感染対策については、昨今の状況から特に気になる事項ですので盛り込んでもいいのではないかと考えますが、皆さんいかがでしょうか。

【会長】

ありがとうございました。

今、お話がありましたように、保育室に関しては、きちんと面積に関しては担保する視点があるということを確認できたかと思います。また、ベビーカーやそのほか設備に関していろいろご意見等もあると思いますが、事業者の提案が出た後、又は事業者が決定後も検討や意見交換をし、よりいい方向へ持っていくために三者懇談会の場が今後設けられていくことが担保されておりますので、三者懇談会の場で今回の提案や今回以外にも出てくる提案について、確認、検討していくということが出来るかと思います。

ほかに何かご意見等ありましたらと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

感染症自体は、広く色々な感染症があると思いますし、そこまでの対策となると、どんどん話が大きくなると思います。確認ですが、今の意見は、例えば換気がいいとか、対策のコーティングをするといった現在のコロナに対しての対策ということでよろしいですね。

【委員】

はい。

【会長】

ありがとうございました。他いかがでしょうか。

先ほどの設備あるいは施設に関しては、またいろいろご意見等や感想等も出てくるとと思いますので、その辺はまた随時いろいろ共有させていただけたらと思います。それでは先へ、一旦進めさせていただこう

と思います。

続いて、資料7の4「応募資格及び条件」について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

(資料7をもとに、募集要項(案)の4について説明)

【会長】

ありがとうございました。

今、項目番号4の応募資格及び条件ということのご説明をしていただきました。ご意見を伺っていきたいのですが、4(1)に応募資格の記載がございますが、これについては先ほど市議会議員の方から見直しをしてはどうかというご意見もありましたが、追加で補足とか、それに対するご意見等、何かございましたらよろしくお願ひいたします。

【委員】

4の(2)「経営基盤及び社会的信望を有していること」については、判断が難しいのではないかと思います。この部分は会長や税理士の方が受け持つ部分でしょうか。

【会長】

ありがとうございました。

4(2)経営基盤及び社会的信望については、私たちもなかなか分からない部分がございますので、税理士の委員の方に専門的なところをまず見ていただいて、ご意見をいただいたりサポートしていただきながら、審議をしていきたいと思っております。

【委員】

(9)①は「保育課程、指導計画を作成し、実施すること」と記載されていますが、「保育内容等に変更が生じる場合は、事前に保護者会と協議する」という内容を入れてもらいたいです。保育内容以外のところでも、保護者会と協議の上、変更するというような条件を付け加えてもらいたいです。また(11)④の共同保育の項目で「職員間で引継ぎ内容の共有を図る」とありますが、民営化直前や民営化後の4月に担任が替わる事態が許されることになるのではないかと思います。担任になる方が直接引き継ぎを受けるということを強調してもらいたいですので、この文章は削除していただきたいです。

【会長】

ありがとうございました。

今、2点ほどあったかと思ひます。まず1つ目は、(9)①の指針の話だと思ひます。全体的な計画や保育課程は、まず国の基準があり、そこに各施設で色々な工夫やより良いものを検討して作っていくことになるだろうと思ひます。これに関しては、事業者選定のところでは、色々意見交換もできると思ひますし、事業者選定後の引継ぎのところでは公立保育所や市と協議しながら進めていくことも可能かと思ひます。

また、4(11)④共同保育の項目については、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

共同保育の引継ぎの部分は、担任になる方に引継ぎをするのが一番いいと思ひますが、絶対という条件

になりますと、不慮の事故や病気等になってしまう場合も想定されますので、「努めること」というような表現であれば、記載することも可能かと考えております。

【事務局】

実際、去年引継ぎを経験してる元渚保育所の所長が来ておりますので、実際どういった形で引継ぎをしたかという話をさせていただき、追記するのであればどういった記載が望ましいかというご検討もいただければと思いますので、発言させてもらってもよろしいでしょうか。

【会長】

どうぞ、お願いします。

【事務局】

昨年度、渚保育所では令和2年10月から運営法人に引継ぎに来ていただき、令和3年1月からはほぼ毎日引継ぎに来ていました。最初に0歳児から5歳児まで各クラスに職員を配置しましたが、担任予定者と子どもたちとの関係性も見極めまして、運営法人が途中で一度職員の引継ぐクラスを変更しました。変更した後は引継ぎを行ったクラスの担任という配置になってますので、見極めの期間も必要かと考えております。

【会長】

ありがとうございました。

今、お話がありました、いかがでしょうか。どの園でも色々なことがあったときに、市と協力しながら様々なバックアップの下、よい形で引継ぎ等をしていく体制を今後も築いていく、そういう形で進めていく土壌があるように認識しています。色々今後ご意見等を賜りながら進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】

今の保育内容や引継ぎはとても重要なところですので、4つの項目について意見があります。

まず1点目ですが、4(9)②「障害児保育を実施すること」についてです。この項目についてはこの記載だけでは不足していると感じています。具体的に、障害児の障害の度合いや発達の遅れに伴って、障害児保育の知識と経験がある保育士をきちんと配置することを明記していただきたいです。また、障害児保育を積極的に受け入れる土壌があることはとても大事なことだと思いますので、障害児保育をする基盤づくりを積極的にしているかといった記載を入れていただきたいと思っています。今記載している「障害児保育を実施すること。」だけだときちんと受け入れてもらえるのか、一応障害児保育をやってますと言っても本当はやりたくないという法人が選ばれる可能性もあるのではというところもありますし、ここにきちんと今申し上げた内容を記載していただくことで、保護者も安心して新しい法人を迎え入れることができると思います。

続いて、4(10)②「保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること」は、配慮した配置とするという表現が抽象的で、具体的にどのくらいまで配慮してもらえるのかというところが分かりにくいです。公立保育所を引継いで運営していくので、例えば公立保育所だとこれぐらいの経験年数の人たちが何割ぐらいいますということを提示するとか、努力目標的な指針を提示するということがあると応募する法人もそれぐらいのものを求められているのだなということがはっきり分かって応募してくるのではないかと思います。これを必ず守りなさいという訳ではないですが、これぐらいの経験年数を持った知

識と実績がある保育士をこれぐらい配置して欲しいということを示すのは大事ではないかと思っています。

続いて、4 (11)「引継ぎ等について」の項目で、先ほど阪保育所の「法人に求める要件についての意向調査結果」のところでも触れましたが、引継ぎの計画はきちんとこういう形でやりますということですが、例えば何らかの事情により保育所が臨時休園になってしまい、外部の保育士をなかなか受け入れにくい状況等が発生し、予定していた引継ぎがきちんと履行されない、ということはコロナに限らず発生すると思います。その時に、引継ぎがきちんとできなかつたけれども4月になったらスケジュールどおりに民営化するとなると、引継ぐ側の保育士の先生も大変ですし、何よりも子どもたちへの影響というところがすごく心配なので、これは市の対応になるかと思いますが、計画どおりに引継ぎが進捗しなかった場合、どのように市が監督責任を取るのかとか、期間を延ばすとか猶予期間を設けて対応するのかというところが見えてこないのが大変不安に感じている部分になります。

最後の4点目です。(12) ⑦「自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること」とありますが、これは必須と考えてよろしいでしょうか。阪保育所の前の道路は、2台が行き交うことができるかなという狭い道路で、隣には民家もたくさんありますので、駐車とか停車はできない道路です。仮設期間中は駐車スペースがどうしても狭くなってしまうことがあるので、警備員がいないとトラブルとかになってしまう可能性があります。今現在でもトラブルとかは実際にあつて、所長が対応されているということもあるので、新しく来られた先生方がそういった対応をしないでいいように、警備員の配置というのは基本的に行うものと受け止めたいと考えており、確認させていただきたいです。

【会長】

ありがとうございました。

今、4点ほどご質問があつたかと思います。まず1点目は、4 (9) ②「障害児保育を実施すること」のもう少し具体的な内容、記載について検討していただきたいということ。2点目が、同じ(10) ②保育士の職員配置について、もう少し具体的な内容を求めたいというご意見。3点目が、(11)「引継ぎ等について」の部分で、様々な理由により予定していた引継ぎが行えなかつた場合、どのような担保があるのか、対応をしていただけるのかということの確認。そして4点目が、(12) ⑦に警備員の配置を「配置すること」と書いてありますが、これは応募のときの必須条件と考えていいのかという、以上の4点だったかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

先に事務局から失礼します。

1点目の障害児保育につきましては、この間の保護者会や説明会を通じて、両保育所の保護者の方が本当に大変不安に思っておられるというところは受け止めております。この後審議いただく内容の、資料8に提出様式を添付しておりますが、様式9「提案内容概要書」の16が障害児保育の項目になります。この様式は、法人が各項目をこのように考えてますという概要を記載して提出する様式ですが、過去の民営化の際は「障害児保育に取り組んでいるか」という項目を確認する程度の内容でしたが、確認事項のところに今回内容を追加し「障害児保育に取り組んでいるか、取り組んでいる場合、どのような取り組みを行っているか」という内容を確認したいと思っています。より詳しい現在の障害児保育に対する法人の向き合い方が確認できるというところで、ここの記載の変更といった形で反映できればと考えております。

2点目の保育士の年齢構成の件は、応募される法人は現地説明会への参加が必須となっており、その際に色々な質疑がありますが、そこで市が必ず、今の保育所の在籍人数と障害児保育の状況をお伝えしてい

ます。質疑の際に例えば現在の保育所の保育士の年齢構成をお伝えすることは可能ではないかと思えます。そこをお伝えした上で、どのような考え方で保育士を確保していくのかということ提出書類に記入いただくことはできるのではと考えています。

3点目の引継ぎについては、令和2年度も1年間を通じて、コロナ禍ではありましたが保育の引継ぎは行っており、その時にできることを法人と市で考えて行ってきたという現状があります。最大限その時にできることをしっかり行っていくというところで、令和5年4月に向けてスケジュールどおりに引継ぎできればと思っておりますが、現状がどのような引継ぎだったかについては、後ほど渚保育所の元所長から説明させていただきます。

最後に、朝・夕の送迎の警備員については、保護者の方からのご要望が多い事項であり、過去の民営化で募集要項に追加されたものであり、ここについては必須であるということでご理解いただければと思います。

【事務局】

引継ぎ方法について説明させていただきます。令和2年度も緊急事態宣言があり、4月は施設長予定者が渚保育所を訪問する予定でしたが、まだコロナの状況がはっきり分からないため、4月の段階では渚保育所に引継ぎに来ることは自粛していただき、その間は電話でのやり取りをさせていただきました。5月以降は順次来ていただく形になり、来られた時に4月の入所式や誕生日会、春の遠足等の起案書や行事の様子について過去の写真等も含めて説明を行い、引継ぎさせていただきました。令和2年7月以降も緊急事態宣言は出ていましたが、引継いで運営していく職員ということで、令和2年10月から担任予定者が引継ぎのため渚保育所に来て各クラスで保育をしており、同じ子どもを見ていく保育士として日常的に保育の引継ぎを行ってまいりました。

【会長】

ありがとうございました。

保護者の皆様からは当然不安があるご質問だと十分理解できる内容だと思います。それに対しては、まず4点目のところの警備員については必須ですので問題ないかと思います。それからまた、1点目の障害児保育、2点目の保育士の年齢構成に関しては、先ほど話があったように確認、チェックする場面があるということですが、いかがでしょうか、

【委員】

ありがとうございます。

障害児保育の部分については、実際提案内容が上がってきたときにこちらで確認できるということですが、障害児保育を積極的にやる法人に来て欲しいということは、どうすれば伝わるのでしょうか。私たちは、きちんと障害児保育をしてくれる法人に来てほしいと思っているのですが、それを伝えないで募集を出し、法人からはきちんとこういうことをやっていますというものが挙がってくると考えておいていいのでしょうか。こちらの提案資料の中で、積極性とか実際の障害児保育の知識と経験がある保育士をきちんと配置してもらえるかどうかというのは、きちんと見ることはできるのでしょうか。

【副会長】

障害児保育についてですが、様式で見ることができるとは事務局に答えていただくとして、この項目にいろいろ長く書くのは難しいと思います。例えば「障害児保育を適切に実施すること」と「適切に」とい

う言葉の一つ入れてはどうかと思いました。「積極的に」ということを書いてもいいのかとも思いました。「積極的」よりも「適切に」という記載の方が妥当かなと、私自身は思っています。

【会長】

ありがとうございました。

今、文言を追加して、「適切に」という表現にしてはどうかというご意見もありましたが、いかがでしょうか。

【事務局】

先ほど、この様式から提案の内容をどこまで書いていただけるのかというご質問もありましたが、確かに今までの応募法人は細かく提出書類に書いていたので、今回も書いていただけると思っていますが、提出された書類を見て知識と経験というのが分からなければ、プレゼンテーション審査の際に聞いていただくことは可能かと思えます。今、副会長からすごく貴重なご意見をいただきましたが、「適切に」という言葉を入れることでメッセージ性は伝わるのではないかと思いました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

あと、先ほども事務局からお話があったように、現地説明会があるということがありますので、そのところでも、例えば「適切に」というのは見ていただくなり、お話あるいは意見、お伝えいただくことも可能かと思えますが、いかがでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。

「適切に」と追加していただくことと、実際にプレゼンテーション審査やそういった場できちんと審議がされるということを期待して、こちらは了解しました。

引継ぎに関しては、先ほど渚保育所の引継ぎ状況をご説明いただいてありがとうございました。本当に想定できない状態の中で、色々工夫していただいているということは理解できましたので、そのときにできることをしっかりやっていくということで、そういった場合になれば例えば保護者として不安に感じていることを、その都度その都度酌み取っていただくとか、保護者に意見をきちんと聞いていただいた上で進めていっていただけるといいのではと感じています。

【会長】

ありがとうございました。

今のご意見等もこの場で共有させていただき、またプレゼンテーション審査のときに委員の皆さんで確認できたらと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

話が少し戻ります。桜丘北保育所の建替の場合の仮設候補用地は2か所あり、小松製作所の用地は非常に危険なところですが、三差路のカーブの真ん中で、角にコンビニがあり、車もコンビニ横の道を抜けてきますし、非常に危ないです。信号を設置する話も出ていますが、信号をつけるのも難しいという状況で、

この場所は不適當だと思います。小さい事故は起こっており、そのうち大きな事故が起こるだろうとも考えています。もう1つの仮設候補用地は雇用促進住宅の跡地で、2棟だけ建物が残っておりますが、だんだん入居者が減っており、2棟の奥の更地部分になります。できることであればこの雇用促進住宅の跡地の方で提案があればいいと考えています。ここに仮設園舎を建てる時に地元といろいろな話が出てきたときは、地域と話ができますので、協力できるかと思っています。

それに関連してですけど、雇用促進住宅の跡地に仮設を建てるとしたら、これが条件としてつけることができるか分からないですが、運営法人が立派な事業者であっても、法人が建物を建てるわけではなく、建てるのは建築の工事業者です。今までの経験で、工事業者に問題がある場合があります。建築業者をきちっと管理できるかというところが、地元としては非常に心配です。運営法人は立派だけど、建物が出来上がって見たら大変なことになったということはよくありますので、工事業者について何か条件を入れてもらえないかと思っています。

【会長】

ありがとうございました。

検討していただきたいとの内容がありましたが、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。

まず、仮設候補用地につきましては、用地の確保について私も直接関わらせていただきました。ご心配いただいている点については、認識しているところでございます。保護者の方からも大規模修繕はコロナ禍であり不安なので建替えの方がよいとの要望があり、何とか仮設用地を確保したいと、いろいろな土地をあたっております。その中で、小松製作所については、我々が今想定している保育所から半径500mのぎりぎりの距離のところであり、何とかお話をして貸与についてご理解いただいたというところで。ただ、敷地の状況といたしまして、非常に心配であるということについては、さきほど委員からもご指摘いただいておりますので、改めて認識しているところで。後ほどの話にもつながりますが、仮設園舎工事の安全管理については、当然交通整理の警備員の配置を行い、地域の方にも工事の際にご説明をさせていただくということもございます。先ほどもお話がありましたが、仮設園舎として運営していく際も、きちんと警備員を配置するといったところで、安全については十分に確保していきたいと考えています。また敷地の中で駐車場を確保していくものとして、面積的にも想定しておりますので、ご指摘いただいた点は十分に注意しながら進めたいと思います。今回仮設用地として、地権者のご厚意の上、ご理解いただいておりますので、市としてもその点については運営法人にも周知し、確認していきたいと思っております。

工事業者については、市の方でどこまで確認・指導をできるかいうところはありますが、当然法人が入札の中で業者の決定をしていきます。過去の例では、保育所の建設、整備については一定経験がある業者を条件としている場合もあり、その点については法人としても配慮されていたかと思っております。現在、前回の民営化である渚保育所・渚西保育所の統合後の新園舎を建設中ですが、工事業者もきちんと地域に説明会をさせていただいておりますし、工事の変更については、きちんと地域にも連絡を取るようといった形で進めているところでございます。恐らく今までの色々な経験の中でご懸念されているところだとは思いますが、ご指摘いただいた点については改めて確認していきたいと思っております。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

仮設候補用地に関しては、きちんと現状を共有しながら確認し、配慮を行っていくというお話かと思えますし、工事業者についてもきちんと対応を行うよう求め、必要に応じて対応を考えていくというお話だったかと思えます。ほかはいかがでしょうか。

【副会長】

3点あります。

1点目、(11)④の共同保育の引継ぎの項目について、先ほど保護者代表の方からも懸念があった部分で、真ん中あたりに「また「共同保育」に参加した保育士を移管後に各クラスに配置する、若しくは職員間で引継ぎの内容の共有を図るなど、移管後に円滑な保育所運営が出来るよう配慮すること」という部分がありますが、この書き方だと「若しくは」と書いているということは後半部分でもいいというニュアンスを与えてしまいますので、案として「また、原則として「共同保育」に参加した保育士を移管後に各クラスに配置すること」と、基本はこちらだと示してはどうでしょうか。ただ、先ほど事務局が言われたように、色々な事情によってそれができない可能性もあるので「それが困難な状況が生じた場合は共有するなど、しっかりと運営できるように配慮する」という書き方のほうが保護者の方も安心できると思いますので、優先順位をつけた方がいいのではというのが1点目です。

2点目は、先ほど感染症対策の内容を入れてはどうかという意見がありましたが、(9)⑦の項目に、一応「新型コロナウイルス感染防止対策等について法人の考えを示すこと」とありますが、この内容で不十分であるということであれば、例えば今(8)⑦の項目に「危機管理体制を構築するとともに」とありますが、この下に例えば(8)⑧として「衛生管理の体制を構築するとともに」というような言葉で、うまく文言を考えていただきたいですが、「衛生管理の体制を構築するとともに、特に新型コロナウイルスの体制についてはしっかりとすること」というような文言を入れてはどうでしょうか。後の話になると思いますが、ここに項目を追加すると後の審査票や提出様式の中にも項目を追加することになりますが、(9)⑦のその他のところに入れるには少し内容が弱い気がするので、1つ項目を追加したらいいのではと思いました。

3点目が、4(1)の項目で市議会議員からの意見もありましたが、「大阪府内において」としている募集範囲についてです。この辺はどういう考え方で募集するかによりますが、例えば大阪府内と限定すると多くの法人が応募するののかというところがあり、間口を広げれば当然たくさん応募がある可能性があります。そこをどこまで広げるかという問題かと思えます。大阪府内といっても泉南市などの大阪府内よりも、奈良市とか生駒市のほうが枚方市だと多分近いので、大阪府内というよりも少し広げてもいいのかなというのが、私の意見です。奈良といっても奈良の南から来られてもと思うところはありますが、もう少し応募範囲を広げてもいいのかなと思います。応募が1つでその法人がいいかどうかを判断するよりも、たくさん応募が来た中で選んだほうがよりよい法人を選べるかと思えますので、大阪府内に限定するほうが信頼できるということであれば大阪府内で限定するという考え方もあると思えますし、もう少し競争的に応募する法人を増やしたほうがいいのであれば、枚方市だったら、奈良とか京都も近いと思うので、奈良、京都辺りを入れるということも1つの考え方かと思えます。

【会長】

ありがとうございました。

今、非常に建設的また積極的なご指摘、ご提案をいただいたかなと思います。まず1点目は、(11)④の項目で「原則として」という文言を入れてはどうかと提案であり、確かにそのとおりだというように思い

ます。また「若しくは」の後のところに、「困難な状況が生じた場合」という文言を入れることによって、先ほどの懸念があった点も、サポートする内容になっていると感じました。

また、2点目としては、コロナ対策のところ、(9)⑦のその他の項目ではなく、新たな項目として(8)⑧の項目を作り、「衛生管理の体制について」という内容を追加してはどうかというご提案と思います。

先ほどの市議会議員のところでのお話にもありましたように、応募条件のところで大阪府内というところで限定するよりも、さらに少し広げてみた方が応募する法人が増える可能性は高まるのではないかとご指摘もございました。

このあたりに関して、いかがでしょうか。非常に建設的、積極的な内容かと感じておりますが。

【委員】

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたところ、特に引継ぎのところ「若しくは」というところですね。本当に保護者にとっては、そういう表現にさせていただくと基本的には担任になる先生が引継ぐことということがより明確になるので、ぜひ入れていただきたいと思います。

衛生管理のところも、保護者からも衛生管理についてきちんとマニュアルを出してもらいたい、それを実践してもらいたいという意見があるので、ぜひ入れていただきたいと思っています。

【会長】

ありがとうございました。

1点目、2点目に関しては、事務局で文言等を整えていただいて、入れる方向で進めていけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

また、3点目のところに関してはいかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

事務局といたしましても、先ほど副会長からもご意見をいただきましたので、ご意見をいただいた項目に対してどこまで広げるのかについては、最終的には会長とも調整をしながら進めていきたいと考えています。どこまで広げるかというところについては、例えば「隣接する」といったところで検討も可能かと思いますが、この間、民営化を進めていく中では手を挙げていただける法人数というのが年々減少しているということもございますので、一定対象を広げる中でできるだけ競争性、よいご提案をいただける法人を多く確保したいという思いも1つございますので、そのあたりについては検討させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

【会長】

今、事務局からの話もありましたように、一旦広げるという方向で検討させていただいてよろしいでしょうか。詳細については、私と事務局で検討させていただいて、取りまとめさせていただこうと思います。よろしくをお願いします。

今までのところで、いかがでしょうか。

【委員】

何点かあります。先ほど感染症対策の件で、副会長からソフト面のことでご意見いただきましたが、私が思っていたのはハード面の建物について何かできることがあれば、建物整備において感染症対策を入れておいたほうがいいのかというつもりでお伝えさせていただきました。現状の阪保育所であれば保育所の先生が大変苦勞されているところではあるので、ハード面で建物として先ほど他の委員の方も言っていたように、換気を今まで以上にきっちりできる建物であるとか、そういった形で建物自体を考えていただき、保育士の手をできるだけ煩わせないような建物になった方がいいと思います、先ほどお伝えさせていただきました。

4「応募資格及び条件」のところ、今のところ枚方市の募集要項では暴力団関係の応募はできないと書いていないですが、他の市町村の募集要項でははっきり書いてありますので、どこかの項目で暴力団関係の応募はできないという内容を記載いただいた方がいいと思います。

4(7)施設長の項目で、「知識と経験を有する者を配置すること」と記載されていますが、経験というのがどれぐらいのものか分からず、他の市町村では例えばこれくらいの人を想定しているとして、「保育士として何年勤めている」、「施設長として何年の経験がある」とよく書いてあるので、入れていただければ目安として分かりやすいと思います。

4(8)⑦の項目について、情報公開の記載や個人情報保護に関するマニュアルを整備するようという記載がどこにも載っていないので、はっきり書いていただいた方がいいと思います。

(9)「保育内容等について」は、0歳児から保育を受け入れると思いますが、生後何週目以降から受け入れますと、はっきりしたことを書いていただきたいと思います。

(9)③は、給食を今までの公立保育所と基本的に同じようにしますということを書いてありますが、「給食及びおやつ」と、おやつも含めた記載に変えていただきたいと思います。

(10)「職員について」の項目に、主任保育士の配置の内容がありませんので、「主任保育士を配置すること」という記載をしていただきたいです。

保育士の配置については、各クラスに担任の先生がいますが、その方が非常勤ではなく常勤の正規の職員であることを求めています。法改正があり、非常勤の先生を2人配置することでも可能になりましたので、常勤の正規の職員を1名以上各クラスに配置するとはっきり記載していただきたいと思います。

(10)③の看護師については、資格がはっきりしていませんので、看護師資格が必要か准看護師資格でも構わないかはっきりしていただきたいです。また専任・常勤・正職員といったところも書けるところは書いていただきたいです。

調理員と用務員の記載がないので、追加で基準を書いていただきたいです。調理員は、資格が必要なのかどうかを書いてください。あと、人数や経験についても基準があるのであれば書いていただきたいです。特にアレルギー関係で、子どもたちの命に関わる場所ですので、給食関係はきちんと常勤かどうかといったあたりも書いていただけたらと思います。用務員について何も書かれていませんが、公立保育所であれば1人ないし2人配置されていますので、引き続き民営化になっても配置していただきたいです。感染症対策にも関わりますが、消毒等の回数も増えており、その関係で清掃や消毒といった業務に関わる人手が保育所は大変不足していますので、そういった業務をする職員の配置を求めたいです。

あと、栄養士の記載もないので、栄養士についても記載をお願いしたいと思います。

すいません、多くなりましたが、以上です。

【会長】

ありがとうございました。

今幾つかご質問、検討していただきたいという内容がありましたが、これについていかがでしょうか。恐らくですが、プレゼンテーションのとき等に確認できる項目もあるかと思えます。例えば、先ほどのおやつや用務員の件も恐らく追加でご質問いただけるかと思えます。事務局ではいかがでしょうか。

【事務局】

まず1つ目の建物対策としての感染症対策を求めているというご意見をいただきましたので、書き方はまた会長との調整になるかと思えますが、先ほどの3(8)「シックハウス対策について」の項目に、記載してもいいのではと考えています。

暴力団関係の応募ができないと他市の募集要項に書いてあるという点については、もともと本市の応募資格は「社会福祉法人」に限っていますので、この段階でかなりハードルは高いとご理解いただければと思います。他市では、株式会社等も公募の対象に含めている市もありますが、本市では社会福祉法人に限っており、法人指導監査の部署もありますので、監査等をきっちり受けているところが応募してくるため、記載しなくても問題ないのではと考えています。

施設長の知識、経験をどこまで求めるか、また主任保育士についての経験等をどこまで求めるかというところについては、どのような基準を求めるのが適当か分からない部分もあり、また後で例えば学識経験者の方にも意見をお伺いしたいと思えますが、添付書類として施設長の経歴書がありますので、どれぐらいの経験がある方というのは審査の際に見ていただければと思います。それで足りているか不足しているのか、思っている条件を満たしているのか、満たしていないのかというのは、できれば学識経験者の方からもご意見いただければと思います。

あと、用務員や栄養士等については、用務員は、基本民間保育所では配置していないほうが多いという認識です。民間保育所は国の補助制度を活用し、清掃業務等を委託することができますので、基本的には委託する場合や、スポット的にそういった方を雇い清掃等をしているイメージです。用務員の配置を求めてしまうと応募を検討している法人にすると少し厳しいので、応募が減ってしまう可能性があるのではないかと考えています。

看護師は、私の認識は看護師と准看護師だと思っていますが、それも皆様が同じ共通理解でいいかというのをご意見をいただきたいと思えます。

調理員につきましては、国は「調理員」といっておりますので、いわゆる「調理師」として調理師免許を求めていると認識しておりますが、実態としては配置されている方はほとんどの方が調理師免許を所有している印象です。

栄養士は、公立保育所では市の公立保育幼稚園課に栄養士が2人おり、献立の作成やアレルギーの関係も含めて、その2人で全ての公立保育所を管理監督しているという状況です。民間保育所は法人により、調理員が栄養士を兼ねている場合も多いですし、大きな法人であれば栄養士が事務所にいて、公立と同じように全ての園を管理監督している場合もありますし、栄養士を現場に配置している場合もあります。法人によってそれぞれの対応をしていますので、あまり募集要項の時点で縛らずに、法人としての考えを提案の中で聞いていただいた方がいいのではと思います。

お伝えしたことで、何か不足がありましたらよろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

今お話があったように、用務員や栄養士の配置や業務も含めて公立保育所は公立保育所で、民間保育所は民間保育所で色々な工夫をしていると思います。どちらがいいのかということも、一旦その法人がどのようなやり方をしているのかを見ていただいたほうがいいと思います。その上で、どう判断するのかとなりますが、全くそのような体制がない、ということになればそこはやはり減点の対象になっていくでしょうし、追加で何かお願いするというのも出てくるかもしれません。給食の内容についても、もしかしたら今民間保育所は結構色々なことをしているので、その取り組みを見ていただくのも一つかと思います。今の公立保育所と民間保育所の取り組みをどちらがいいのか比べていただくということもあるかと思えます。

施設長の経験に関して言うと、私の個人的な意見なので、また他の方のご意見もいただけたらと思いますが、経験があるから本当にいいのかというのは、なかなかそうも言えない部分もございます。先ほどあったように、法人が応募する際にどのような人が施設長になるのかというのは、記載する書類があると思います。経験年数がどれくらいあるかというのは履歴書が提出されるので、そこで確認はできると思います。あとは、その経験が何年以上でなければというのは、これは人によることがあり違ったりしますので、なかなか一概に今の段階でこれが絶対の基準なんだというのは少し言いにくいのではというように個人的には思っています。

そのあたり、いかがでしょうか。一旦、今の募集要項の案のところを進めさせていただき、例えば大事に思われている、障害児保育のこと、配置のことも、現地見学の際に、このようなことを私たちは大切に思っていますとお伝えいただく機会もあるようですので、そのときに何かこういうことはどうでしょう、聞きたいと思っておりますとお話しいただくのもいいかと思えます。このような不安や懸念があるということはこの場で共有できたとしますので、出てきた法人の案をまずは見ていただいて、皆さんで確認したいと思えます。どのような提案が出てくるのかというのを、いい法人が出てくるのを期待しながら皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。また法人に提案というか、こういうところをやっただけませんかといった要望を出す内容も検討していきたいと思えます。

いかがでしょうか、今のことに関して何かお感じになられてることはありますか。

【委員】

こういう条件というのは、全ては叶わないと思えます。今のうちに優先順位をつけて、これは絶対ですとかといった検討をしっかりとしないと、これは全て条件ですとなると多分法人の応募がほとんどなくなってしまいます。将来いい運営をしてくれる法人を選んでいこうという目的で今日は集まられていると思えますので、法人を選ぶ前提でいくのならばある程度間口を広げて、会長がおっしゃるように、やはり聞いていく見ていくということを重要視していかないといけないと思えます。なかなか最初からこれを全て求めると建築とかも含めてそれはもう難しいと私は思うので、できれば優先順位はしっかりと決められて、要望は要望で出して、その中でどれを選んでいくかというようなやり方をしないと、多分応募する法人もほとんど2つに1つになってしまうと思えます。もともとそれくらいの法人数かもしれませんが、応募する法人が少ないと要望も出せないような形になっていくのではないかと思いますので、せつかくここまでやるのであれば、優先順位、必須事項をしっかりとというところで審査されたらどうかと思えます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今お話がありましたように、この審査会の目的はより良い保育というものを

今後つくり上げていく、そういうことが目的だと思いますから、法人を選定し、そしてその法人と保護者の方とそして枚方市がきちんとタッグを組んで、いい保育環境をつくっていかうという、そういう体制ができるか、あるいはそういう体制ができる法人を選んでいくということが目的だと思いますので、そういった目的を持ちながら法人を選ぶ視点を設けていけたらなと思います。

大分長くなってきましたので、ここで提案ですが一旦休憩を取ればと思います。いかがでしょうか。

【事務局】

すみません、換気も行いたいと思いますので、恐れ入りますが16時5分に再開してよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(再開)

【会長】

それでは、再開をしたいと思います。皆様、長い時間本当にありがとうございます。時間も延びてきておりますので、少しテンポを上げていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から続きの部分のご説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料7をもとに、募集要項(案)の5～11について説明)

【会長】

ありがとうございました。

5「保育所運営申込書等の配付」から最後の項目までで、ご質問、ご意見等ある方はいらっしゃいますか。

【委員】

プレゼンテーションの際に応募法人から建替える園舎についてのレイアウトプランや、新しくなるときにはこういうポイントで変えていきますといった内容の提示はありますか。可能であれば、レイアウトプランや、阪保育所として求められている保護者の要望もそうですし、それを体現してもらえるのかということ審査の中で見ていきたいと思っています。

【事務局】

これまでの民営化のプレゼンテーションの時には建替えるというのはもちろん前提ではあるものの、こういう建物にしますというプランは特に提案や質疑等になることはなかったと理解していますが、今ご意見がありましたので、そういったところも聞きたいとか興味がありますというところは、またお伝えしていこうと思います。ただし、例えば図面やあまり細かいところまで出してしまうと、それを見て法人を選んでしまっているということになりますので、そこから先の柔軟なレイアウト変更等の融通が利かないところもあります。審査の際は、基本的に図面等の提出は求めずに、例えばこういった配置にしますといったものを文書や口頭でお聞きする程度で、あとはそれをどのように図面に落とし込んでいくかというの

は、法人が決まってからでも十分ではないかと考えています。

【会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

ほかいかがでしょうか。今のところ、特によろしいですか。また、何かありましたら後ほど言っていただいてもいいと思います。

では、一旦先へ進めさせていただけたらと思います。それでは、続いて事務局から資料8「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」のご説明をお願いいたします。

【事務局】

（資料8をもとに、提出書類等について説明）

【会長】

ありがとうございました。

資料8の説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

【委員】

審査の最初のあたりに、保育室の面積を気にされたご発言があったと思います。審査の段階で建物となると面積的なところや保育に要する場所とか共用の場所とかいろいろあると思います。そういう部分での条件というのは無いのですか。今の保育室より1人当たりの面積がどうなのかといった、そういう条件が事前に出てる前提で、この書類が提出されるのですか。

【事務局】

必要面積等については、国の基準を基に市が条例で決めている基準がございますので、それを守っていただいた前提で計画を出していただくイメージをしております。

【委員】

新しくなったけども今より狭くなったとか、そういう話になるとがっかりするのではと思いますが、現状との比較という部分ではどうでしょう。

【事務局】

そこは提出書類の中で保育環境の向上といった辺りのところに書いていただいて、不明な点があればプレゼンテーション等で聞いていただくというような形でと考えております。

【委員】

現状については、また何かで教えていただけるのでしょうか。

【事務局】

すみません、失礼いたしました。現状は、現地説明会のときに法人に図面等を見ながらお伝えしております。

【委員】

分かりました。

【委員】

資料8「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」の提出書類の添付内容で20番、21番をご検討いただき追加していただきありがとうございます。21番に関して衛生管理に関してもマニュアルを追記いただきたいなと思ってます。先ほどの募集要項の中でも、安全対策に加えて衛生管理という面が出てきたかと思いますので、こちらに追記をご検討いただきたいです。

【会長】

ありがとうございました。

先ほど追加すると言っていた項目に合わせて、連動してということだと思います。

【副会長】

連動という観点からいったときに、様式4「保育所事業計画書」の1(6)危機管理体制等の項目の下あたりに「衛生管理」の項目を一つ付け加えていただくことと、それに伴って様式4の2(8)の項目からコロナ対策の記載を削除する必要があります。それから、様式5「保育所整備計画書」のところでは、何らかの形で設備面の衛生管理のことも追記するということでしたので、ここの項目の中に衛生管理の配慮といった内容を一つ追加したらいいのではと思いました。

もう一つ、違う観点からですが、資料8「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」の記載の内容で、以前の選定審査会の時を思い出せないのですが、出席してもらう方に会計が分かる人も含めるように言っていた気がします。そうでないと、税理士の委員の方から会計的な質問が出たときに分かりませんとなると困ると思います。理事長が分かっていたらいいのですが、細かいところの質問をしたときに「いや、ちょっと分かりません」ということでは困ると思いますので、やはり経営基盤のことですので、そのあたりは前回どうなりましたか。

【事務局】

前回はこの内容で記載しており、理事長と施設長予定者と事務の方3人で来られていたと思います。

【事務局】

私の記憶の範囲ですが、確かにそういった議論があったかと思えます。その中で、書類審査のときに疑問に思う項目を、法人にあらかじめ伝え、プレゼンテーションのときに改めて説明してくださいというやりとりをしていたと思います。これは経理のことだけではなく、ほかの項目も含めてだったと思いますが、前回のようなやり方もあるのではと思います。どちらにしても、ご指摘いただいた経理のところでお答え

いただけるような体制を、法人に求めていくところは必要かと思います。

【会長】

ありがとうございます。

項目の追加、それから文言の削除に関しては整理をしていきたいと思います。また先ほどの件に関しては、恐らく書類でご提出をいただいたときに事前に税理士の委員にまず見ていただいて、そこで疑問点があれば事前に項目をあげて質問を法人に伝えるということがあったかと思います。またそれは経理だけに限らず、ほかの項目に関してもできる限り事前のところで質問できるところは質問し、確認できることは確認するというような方法だったかと記憶しています。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

プレゼンテーションの出席者について、施設長予定者と入っているので、実際の保育内容についての質問はこの施設長予定者の方がお答えになると思います。ただし、私立園だと例えば保育士からあがってきた方ではなく、事務長の経験をされてる方が施設長になるというパターンもあると伺ったので、そうなることと実際に保育の現場のことに対してお答えいただける方を要件として入れておいていただきたいです。入れなくても大丈夫かと思っていますが、そこをきちっとお答えできる現場のことが分かる方に参加していただきたいというのが要望です。

【事務局】

おっしゃるとおりだと思います。今まででしたら3名以内というところで、理事長、施設長予定者ともう一人がそういった現場の保育を一番理解されている方が出ておられて、保育内容についてはその方がお答えいただいていたと思います。

【委員】

保育のこともきちんと答えていただける方がお越しいただける、という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。そうです。

【会長】

ほかいかがでしょうか。

【委員】

募集要項に戻って4（8）⑤のところで「施設は原則として保育所運営以外に使用しないこと」という記載があります。「原則として」と書いているのは原則以外が想定されているということだと思いますが、どういう場合が想定されていますか。何か利用していることがあるのでしょうか。

【事務局】

公立保育所の中には、地域の方と協力して子育てサロンなどが行われる場合もありますので、そういった場合を想定して記載しています。

【委員】

そういった利用は、もともと行っている場合と運営している途中で行うようになる場合があると思いますが、保育所運営以外の違う利用をするときに市と協議することや保護者会と協議することという記載を入れていただくことはできますか。

【事務局】

基本的に公立保育所を引継ぐことになり、保育所運営以外の内容については、新しいものを取り入れることとなりますので、必ず保護者の方にご説明し、ご理解を得た上となりますし、この内容以外についても基本的に全てにおいて言えることかと思えます。特に記載しなくても勝手に実施することは過去にもございませんので、ご安心いただければと思います。

【委員】

先ほど保育内容についても変更する場合は協議してほしいという意見が出ていたと思いますが、書いていなくても分かるでしょうというよりは、当然のことだけど書いておいていただいたほうがより安心というところがあります。今までいろいろ他の法律で決まっていることで当たり前のことというのがたくさんありますが、きちんと書いていただけたほうが、法人もそうですが、保護者側も分かりやすくなると思います。全体的なことであれば他の項目のところでも結構ですので、内容に変更がある場合は保護者と協議しますといった内容をどこかの部分に記載していただければと思います。

また、今までの募集要項の内容の中で、虚偽の申請や不正な行為があった場合は応募自体が失格になる、といった内容がどこにも記載されていませんが、そういった条件はこの募集要項にはないのですか。

【事務局】

まず、新しいサービス実施の対価として負担を求める場合は、保護者の方の理解を得た上でという文言は募集要項にあります。今おっしゃってるのは広く全般に対してのことかと思えますので、どの項目にどのように記載するかも含めて、会長と相談させてもらい検討するということによろしいでしょうか。

また、虚偽の申請や不正な行為があった場合については、過去にそういった事例はありませんでしたので、募集要項には記載しておりません。他市の募集要項では書いてある場合が多いのでしょうか。

【会長】

私の知っている限りですが、他市の募集要項でも書いていない場合が多かったと思います。先ほど例えば暴力団関係の話がありましたが、民間事業者、民間企業ということも含めて想定してる場合はそこにワンクッション入れるということは確かに妥当かと思えますが、今回枚方市の場合は社会福祉法人というのが一つ大事なフィルターとして入っているの、暴力団関係の記載がないということもあります。今、ご懸念いただいた内容が入っている募集要項はあまり記憶にはないのですが、経験のある方はいらっしゃいますか。

【副会長】

他市でも虚偽の申請や不正な行為が起こる前提であまり考えておられないと思います。もしかしたら細かく見たら入っていたかもしれませんが、記憶の中では無かったという気がしています。

【委員】

恐らく他の委員の方があまり記憶にないということは、あまり一般的なものではないのかなと受け止めていますが、例えば大阪市では失格事項のような形で設けており、選定審査に関する書類提出に虚偽の申告があった場合や、その他不正な行為があった場合は、選定の対象から除外します、契約としては破棄します、という文言が入っているので、もし万が一何かあったときのことを考えると保険として入れておいても、特に支障はないのではと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおり、確かにこの内容がこれまで議論になったことはないということは、記載しても問題はないのかなと思います。

【会長】

この件に関しては、私の方で引き取らせていただき、事務局ともまた検討、調整してみたいと思います。ありがとうございます。

【委員】

現地説明会・現地見学会の開催についてですが、これは誰が出席する想定ですか。

【事務局】

市の事務局側は、本日出席している職員の一部と所長となります。法人側は、運営法人として応募を検討している法人が出席されます。

【委員】

選定審査会の委員は出席しないのですか。

【事務局】

はい。

【委員】

出席は可能でしょうか。

【事務局】

現地説明会・現地見学会では、障害児保育でこういった児童を保育していますといった、デリケートな内容もお話ししたりします。特に保護者委員の方はそういった情報を知ってしまうことになりますので、市の事務局で行っています。

【委員】

先ほど、法人にいろいろ質問したらいいとおっしゃってたのは、現地説明会ではなく、プレゼンテーション審査のときに質問したらいいということですね。分かりました、ありがとうございます。

【副会長】

今言われたことですが、プレゼンテーションより前に、応募された法人が運営する施設を見学する機会があったと思います。今まではそのときにいろいろ質問をされたかと思います。やはりプレゼンテーションの中では時間が短いので、そこでいろいろな質問をしたり、確認をして要望を言っていたような印象です。事務局、そうでしたよね。

【事務局】

はい。

【副会長】

そういうことになります。

【会長】

いかがでしょうか、ほかは。大丈夫でしょうか。

まだまだいろいろな、またこの後もお気づきの点や質問等聞きたいことが出てくるとは思います、一旦はここで締めさせていただきたいと思います。

これまでのところで全体を通して何か確認、ご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

様々な大切なご意見等をいただきまして、ありがとうございます。今後、私と事務局でこの内容や文言を調整させていただき、次回の会議で皆さんに報告をさせていただくことにしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。事務局と調整して作業を進めてまいりたいと思います。

以上で、案件①を終了したいと思います。

次に、事務局から今度のスケジュールについてご報告をお願いいたします。

【事務局】

(資料9に基づき、今後のスケジュール(案)について説明)

【会長】

ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、様々な不安なことがいっぱいあるかと思います。また、お忙しい中お時間を頂戴することがこれからもあるかと思います。皆さん、ご協力をいただきながら次回以降も審議を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

これで本日の案件は全て終了いたしました。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。